

特集《諸外国の知的財産制度の最新トピック》

2019 年アジアセミナー（カンボジア 2019 年 2 月 25 日～26 日）の報告

ー日本弁理士会 国際活動センター「アジアセミナー PG」の取り組みー

平成 30 年度国際活動センター

要 約

アジアにおける日本弁理士会の存在価値を高めるべく、「国際活動センター」において組織される「アジアセミナープロジェクトグループ」は、2005 年のシンガポールから始まり、ASEAN 諸国でこれまで計 8 回に亘って、現地代理人（アジアの弁理士や知財弁護士）を対象としたアジアセミナーを開催してきました。

そこで、日本弁理士会の国際活動について会員の皆様と広く共有できるよう、これまでのアジアセミナーの企画実行を含めて、去る 2019 年 2 月 25 日～26 日の 2 日間に亘りカンボジアのプノンペンで開催された、2019 年アジアセミナーに関して報告します。

目次

1. はじめに
2. 2019 年アジアセミナー 概要 / 準備
 - (1) 企画
 - (2) 運営準備
 - (3) 受講受付
3. 2019 年アジアセミナー 当日
 - (1) 1 日目午前（全体セッション）
 - (2) 1 日目午後及び 2 日目（特許グループ）
 - (3) 1 日目午後及び 2 日目（意匠商標グループ）

※以下、特許グループを特許 G、意匠商標グループを意匠商標 G と略記。

 - (4) 終了時
 - (5) 受講者のアンケート
4. 2019 年アジアセミナーの遂行に携わったプロジェクトメンバーのコメント
 - (1) 今回初めてアジアセミナーの遂行に携わった PG メンバー（特許 G）
 - (2) 継続してアジアセミナーの遂行に携わってきた PG メンバー（意匠商標 G）
5. 受講者のコメント
 - (1) 特許 G の受講者コメント（現地でのインタビューより）
 - (2) 意匠商標 G の受講者コメント（アンケート結果より）
6. 終わりに

ともに弁理士の国際業務を支援する目的のもと、我々会員の中から公募又は推薦によってセンター員が選任され、海外の知財団体との交流等を通じた情報収集や JPAA としての情報発信等を行っています。

その中で、アジアにおける JPAA の存在価値を高めるべく、「国際活動センター」のセンター員により組織される「アジアセミナープロジェクトグループ」（以下、アジアセミナー PG）は、2005 年のシンガポールから始まり、ASEAN 諸国でこれまで計 8 回に亘って、現地代理人（アジアの弁理士や知財弁護士）を対象としたアジアセミナー（正式名称：JPAA IP PRACTITIONERS SEMINAR）を開催してきました。

そこで、JPAA の国際活動について皆様と広く共有できるよう、これまでのアジアセミナーの企画実行を含めて、去る 2019 年 2 月 25 日～26 日の 2 日間に亘りカンボジアのプノンペンで開催された、2019 年アジアセミナーに関して報告します。

2. 2019 年アジアセミナー 概要 / 準備

〈日時〉2019 年 2 月 25 日（月）、26 日（火）の 2 日間
〈会場〉ラッフルズ・ホテル（カンボジア @ プノンペン）
〈PG メンバー（敬称略）〉計 27 名

JPAA 会長 渡邊 敬介

JPAA 副会長 蔵田 昌俊

1. はじめに

日本弁理士会（以下、JPAA）に附属する「国際活動センター」は、JPAA の国際活動を専門的に行うと

	開催年度	開催国	受講人数	主な受講者国籍
第1回	2005年	シンガポール	144名	シンガポール 45名, ベトナム 27名, タイ 13名, 他
第2回	2007年	ベトナム	98名	ベトナム 35名, フィリピン 10名, 台湾 8名, 他
第3回	2009年	マレーシア	108名	マレーシア 39名, シンガポール 13名, インド 13名, 他
第4回	2011年	フィリピン	101名	フィリピン 53名, マレーシア 11名, ベトナム 8名, 他
第5回	2013年	タイ	175名	タイ 54名, インドネシア 23名, ベトナム 8名, 他
第6回	2015年	インドネシア	167名	インドネシア 69名, マレーシア 14名, フィリピン 13名, 他
第7回	2017年	ベトナム	109名	ベトナム 42名, タイ 16名, インドネシア 11名, 他

図1：これまでのJPAA主催アジアセミナー概要

国際活動センター長 本多 敬子

PG リーダー 井上 誠一

PG サブリーダー 村井 康司

特許 G 15名 意匠商標 G 5名 事務局 2名

（1）企画

アジアセミナー PG リーダーが中心となり、2019年アジアセミナーの企画準備を、その開催の約1年6か月前に当たる2017年10月から開始しました。これまでの開催国等を踏まえ（図1参照）、過去アジアセミナー受講者からも希望の多かったカンボジアを開催国に決定し、その後、現地下見等を経て、セミナーの大まかな枠組み（会場、開催日、受講費等）について検討を重ねていきました。

（2）運営準備

2018年5月からはPGメンバーの全員で、より具体的に準備を進めていきました。これまでのアジアセミナーをもとに、

- ・カンボジア省庁との調整
- ・日本国特許庁（以下、JPO）及びカンボジア知財協会（以下、IPAC）の後援依頼
- ・開催会場のレイアウト
- ・セミナー受講者への配布物の作成
- ・発表リハーサルやネイティブチェック

といった事項を細かく詰めながら、当日の開催に備えます。

（3）受講受付

2018年12月17日付けでJPAAの英語HPに受付ページをアップしました。その後、すぐに申し込みが舞い込み、更に申し込みが続いて、最終的には、当初見込みに達する105名からの受講を受け付けました

（図2参照：受講費 USD200）。

	特許 G		意匠商標 G	計
	電気機械	化学		
ベトナム	9	5	13	27
カンボジア	2	2	15	19
フィリピン	3	1	8	12
マレーシア	5	3	3	11
タイ	1	2	6	9
インドネシア	1	2	4	7
インド	5	1	-	6
ミャンマー	-	-	5	5
ラオス	1	-	2	3
シンガポール	1	-	1	2
台湾	2	-	-	2
パキスタン	1	1	-	2
計	31名	17名	57名	105名

図2：2019年アジアセミナー受講申し込み国別

アジアセミナーの特徴の1つに、ASEAN諸国で2年ごとに複数日に亘って開催され、そして、開催国からは勿論、開催国以外のASEAN諸国、インド、中東からの現地代理人の受講も見られる点があります。そのような各国からの受講者の期待に応え、これまでのアジアセミナーは全て、高いアンケート評価を受けてきました。

上記のような準備を含めて、アジアセミナーはこれまで全て、アウトソーシングすることなくPGメンバーが担当し、これにより蓄積された知識・経験・ノウハウは、アジアセミナーPGの大きな財産になっています。

3. 2019年アジアセミナー 当日

1日目午前は、一同に会した受講者に対して全体

セッションを、1日目午後及び2日目は、特許Gと意匠商標Gとで部屋を分かれて受講者のそれぞれに対して異なるセッションを提供していききました。

- ・1日目午前：受講者全員に対する全体セッション
- ・1日目午後：特許G又は意匠商標Gに分かれた個別セッション
- ・2日目：特許G又は意匠商標Gに分かれた個別セッション

（1）1日目午前（全体セッション）

全体セッションでは、JPAA主催2019年アジアセミナーを代表して、JPAA渡邊会長が開会スピーチを行いました。JPAA渡邊会長による関係各所への配慮が尽くされた英語のスピーチに、会場に臨席の現地来賓や各国受講者の熱心な目が注がれ、会場の期待感が大きく高まりました。

そして、カンボジア工業手工芸省大臣、IPAC会長のそれぞれからご挨拶を頂いた後、アジアにおけるJPAAやJPOの国際活動について、JPAA渡邊会長、JPAA蔵田副会長、JETROバンコクの加藤知的財産権部長が発表し、日本における知財動向の興味関心の高さを表すように、日本の出願動向等をはじめとして、受講者から多くの質問が寄せられました(図3参照)。



図3：1日目午前 全体セッション

(渡邊 敬介 JPAA 会長, Mr. Phork Sovanrith 大臣, 会場の様子)

ここで、カンボジア工業手工芸省大臣 Mr. Phork Sovanrith 氏によるご挨拶の一部を紹介します。アジアセミナーで現地大臣からご挨拶を頂いたことは、過去7回のアジアセミナーでも初めてのことで、カンボジアが知的財産制度の普及に熱心に取り組みかつJPAAに大きな期待を寄せていること、そして、アジアにおいてJPAAの存在価値が一層高まっているこ

との現れと言えます。

(カンボジア工業手工芸省大臣 Mr. Phork Sovanrith 氏)

知的財産の行使及び保護はASEAN諸国でも非常に重要である。2015年設立のASEAN経済共同体は10カ国の加盟国で世界的に競争力のある市場及び生産拠点を目指しており、このためにも知的財産の重要性は高い。この観点から今回のアジアセミナーは大きな一助となると考える。

カンボジアでは、特許、実用新案、意匠の法律を成立させており、カンボジアに知財関連投資を促進するであろうと考えている。なお、工業手工芸省大臣のリーダーシップの下、シンガポール知財庁(SIPO)との協力を得るとともに、JPO、欧州特許庁(EPO)、中国国家知識産権局(CNIPA)からの協力を得て、審査促進を加速させている。

このセミナーを経て、ここに参加の実務者が知財に関するたくさんの知識を得て、今後大いに活躍するであろうと信じる。最後に、JPAAの渡邊会長、IPACのPich Ang会長、及びアジアセミナーを企画された方々に謝意を申し上げる。

（2）1日目午後及び2日目（特許G）

（2-1）1日目午後

特許Gと意匠商標Gとに分かれたうちの特許Gでは、受講者は、5～6名を1テーブル(1班)として、更に電気機械5班(A～E班)と化学3班(F～H班)に分けられました。

そして、受講者に対して、先ず電気機械系の発明を題材に用いて、

- ・特許出願の基本(クレームの重要性、権利一体の原則、記載要件等)
- ・クレーム作成
- ・OA応答

等について説明し、その説明を踏まえて、

- ・化学分野に特有のクレーム作成
- ・化学分野に特有のOA対応

において必要とされる観点を、化学系の題材を用いて更に説明していききました(図4参照)。

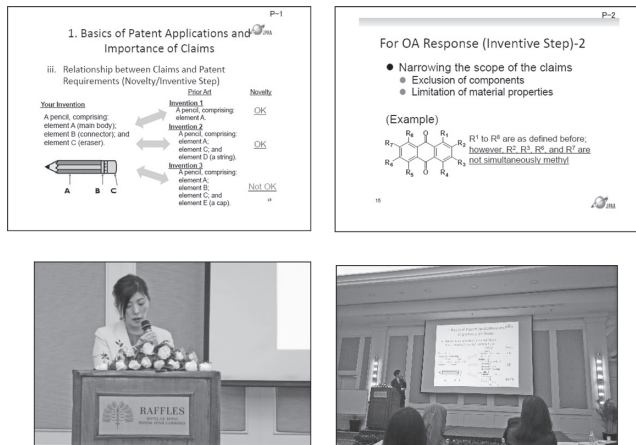


図 4：1 日目午後 特許 G
(発表スライドの一例，PG メンバーによる発表)

具体的には，クレーム作成のキーポイント（先行技術の確認，クレームすべき発明の特徴点を抜き出すこと，クレーム発明の奏する効果）を考へることから始まり，拒絶理由をある程度予測しながらクレームを作成する観点等も説明していきましました。

化学系の題材を用いた説明では，化合物を例に挙げてどのような点に注意すべきかを具体的に説明していきましましたが，この辺りは，既に知っている受講者と知らない受講者とに分かれるようでした。

事前配布された資料を検討し，受講者は，翌日の 2 日目から班ごとに実際に，クレームと OA 対応案の作成に取り組みます。

（2-2）2 日目午前（クレーム作成）

事前配布物：電気機械：本発明「潜水用具」の実施形態を説明するレター，先行文献
化学：本発明「洗浄用組成物」の実施例を説明するレター，先行文献

検討時間：1 時間半

2 日目午前から，受講者は班ごとに，クレーム作成に取り掛かりました。各班，クレーム作成の班長 1 名を受講者の中から選出し，その班長には，各班での議論をリードしてもらいます。各班には，PG メンバーの 1～2 名がチューターとして付き，必要に応じて議論を軌道修正させていきます。

1 時間半の検討時間の後，班ごとに検討したクレームの発表に移ります。発表は，各班で選出された班長が担当し，作成したクレームをスクリーンに投影し

て，そのクレームに至った検討過程等を紹介してもらいました。

いずれの班も複数の国の受講者の寄合であり，また，知財実務者とは言え受講者は必ずしも日常的にクレーム作成を行っているわけではない背景で，班長は，班内で討論した過程をよく理解して発表を行い，サポート要件等の記載要件も考慮されていた印象を受けました。

（2-3）2 日目午後（OA 対応案作成）

事前配布物：電気機械：本発明「保存容器」のクレーム，拒絶理由通知，引用文献
化学：本発明「高分子組成物」のクレーム，拒絶理由通知，引用文献

検討時間：1 時間半

2 日目午後からは，演習内容が OA 対応に変わり，クレーム作成の流れと同様，受講者は班ごとに，OA 対応に取り掛かりました。

1 時間半の検討時間の後，班ごとに検討した OA 応答の発表に移ります。各班で選出された班長が発表を担当し，作成した補正案（必要により意見案）をスクリーンに投影して，その対応に至った検討過程等を紹介してもらいました（図 5 参照）。



図 5：2 日目午前及び午後 特許 G
(会場の様子，各班で選出された班長によるスライド発表，PG メンバーによるコメント)

（3）1 日目午後及び 2 日目（意匠商標 G）

意匠商標 G では，1 日目午後，2 日目に行われる模擬裁判に関連するようなテーマを講義形式，ディスカッション形式で説明した後，2 日目には実際に模擬裁判を行いました（図 6 参照）。

（３－１） １日目午後

１日目午後には以下のような説明を行いました。

・「日本における意匠とその実務」

①意匠法の概要（保護対象、権利化の要件、権利化手続、部分意匠制度、関連意匠制度）、②意匠権の権利行使、③画面デザインの保護、④機能的形状の保護、⑤ブランド保護のための意匠の活用等を説明しました。

・「日本における非伝統的商標の保護」

2015年から保護対象となった５種類の非伝統的商標について、定義、保護される種類、概要、出願及び登録等についての統計を経過とともに簡単に説明し、長い時間を割いて、多くの登録例（特に言語要素のない音商標、色商標）について拒絶理由及び意見書の内容（主にセカンダリーミーニングの証明）を説明しました。

・「日本における地理的表示の保護の紹介」

日本における地理的表示の保護制度として、商標法に基づく地域団体商標制度と農水省によって2015年に導入された地理的表示保護制度とを紹介しました。

（３－２） ２日目（模擬裁判等）

２日目には以下のような説明や模擬裁判を行いました。

・「日本における不正競争行為の紹介」

２日目後半に予定している模擬裁判を意識し、商標権侵害においてともに主張されることが多い、日本国不正競争防止法を紹介しました。内容は、次の３つで構成。１）不正競争防止法の概要、２）周知表示混同惹起行為（法２条１項１号）、著名表示冒用行為（法２条１項２号）、商品形態模倣行為（法２条１項３号）、３）事例としました。

・「商標の識別力」

①識別力に関する法、規則、ガイドライン、②数字、ローマ字１文字、ローマ字２文字商標の識別力、③商品の立体形状についての識別力、④色彩商標の識別力、⑤使用による識別力の立証手法等を説明しました。

・「日本における類似判断」

二部に分けて構成しました。第一部は、商標審査基準をもとに、商標の類否判断の手法を説明しました。第二部は、審判決例８つを、班ごとに２分で議論してもらい、各班で１つにつき代表者が発表しました。

・「混同について裁判所はどのように決定するか」

日本国商標法４条１項１５号の条文を見たうえで、商標審査基準及びレールデュタン最高裁判決において、どのような要素を考慮するとされているか（類似性・商標の強弱・周知著名性・商品の関連性・取引者需要者の共通性等）について解説し、また、その延長で、USPTOのTMEPの内容、アメリカでのデュボンファクターやポラロイドテスト等も紹介しました。その後、３件の法４条１項１５号に関する知財高裁判決（いずれも審決取消されたケース）についてケーススタディとして各テーブルでのディスカッション形式とし、いくつかのテーブルに結論とその理由を発表してもらいました。

・「模擬裁判」

冒頭で、モデレーターが、日本における知的財産権訴訟手続を概説しました。

その後、「プーマ事件」（「KUMA」及び熊の絵からなる標章を付したＴシャツの販売が著名なスポーツメーカーであるPUMA社の商標権の侵害に当たるか否かが争われた事件）をモディファイした商標権侵害事件の台本に則って、裁判における下記の各場面を、意匠商標Gの全員で模擬的に再現しました。

第１幕：原告（PUMA社）が原告代理人と訴訟提起について相談する場面

第２幕：原告代理人・被告代理人による口頭弁論の場面



図６：１日目午後及び２日目 商標G
（会場の様子、PGメンバーによる発表、模擬裁判）

（４） 終了時

特許 G では、JPAA 渡邊会長から、各班の班長に記念品が授与されました。計 105 名の受講者全員に 2019 年アジアセミナー修了証交付され、大盛況のうちに、アジアセミナーが終了しました（図 7 参照）。



図 7：セミナー終了時
(JPAA 渡邊会長から班長への記念品授与、
特許 G 及び意匠商標 G の全体写真)

（５） 受講者のアンケート

セミナー全体の評価について受講者からのアンケートを集計すると、5 段階評価で平均約 4.5 と高評価を頂きました（図 8 参照：アンケート回収率 86.7%）。怪我や事故なく、スケジュール通りにプログラムを進行させることができた点も踏まえると、大成功のうちにアジアセミナーを終えることができたものと考えます。

評価	5	4	3	2	1
特許 G	23	16	1	0	0
意匠商標 G	23	21	1	0	0

図 8：2019 年アジアセミナー アンケート結果

各セッションは何れも盛り沢山で駆け足の内容で、受講者からは演習を行うセッションの提案や、日程をあと数日延ばせないかという意見も聞かれました。

近年、特にみられる受講者のレベルアップは、ASEAN 諸国での特許制度が充実して進展しており、これに伴い特許を扱う実務者が増え、実務者のレベルが飛躍的に向上しているためであろうかと推察しま

す。このような状況を踏まえると、今後のアジアセミナーの形態も、実務者レベルのアップに合わせて検討し、今後も改良を重ねて進化させ続けていく必要があると思われます。

4. 2019 年アジアセミナーの遂行に携わったプロジェクトメンバーのコメント

（１） 今回初めてアジアセミナーの遂行に携わった PG メンバー（特許 G）

今年度初めてアジアセミナーの遂行に携わった PG メンバーとして、本稿の執筆の動機を含め、全体を通じた感想及び期待をこの場を借りて紹介いたします。

まず、一国の弁理士会に、途上国とも見られる ASEAN 諸国において国際的なセミナーを開催できるノウハウが蓄積されていることに驚き、一方で、表舞台からは決して見えない縁の下でこそ汗をかく PG メンバー数名の存在が、本稿の執筆のきっかけの一つでした。

アジアセミナー PG 自体は、そのアジアセミナーの開催に応じて随時組織され、セミナー終了後に解散する単年度的なグループであり、その組織から解散までは 2 年にも満たない期間です。アジアにおける JPAA のプレゼンスの向上にアジアセミナーが貢献していく中で、今年度初めてアジアセミナー PG の遂行に携わる一人として、如何にしてアジアセミナーに貢献し、これを次の時代につないでいけるかを考えたとき、アジアセミナーについて会員の皆様に少しでも知って頂くことが、縁の下でこそ汗をかく PG メンバーなしにアジアセミナーを開催できないその彼らに日を当てることにつながり、アジアセミナーに新しい発想や試みを生みだしていくことにつながるのでは、と思い浮かんだ次第でした。この種の会務活動に馴染みのない方も多いかと思います。今回のパテント記事を通じて、セミナーに際した PG メンバーの取り組みを含め、アジアセミナーについて興味を抱き、また、アジアセミナー PG の活動について少しでも身近に感じて頂ければ幸いです。

アジアセミナー PG 初参加とは言え、知財先進国日本の JPAA の看板を背負って受講者と接する以上、果たすべき役割は果たさなければならないと考え、そのプレッシャーも大きかったですが、発表資料の作成、その内容の度重なるチェックや練習等、全体を振り返るとよく健闘したと思います。受講者もよく課題

に取り組み、真剣に検討し、最善の回答にたどりつけるよう努力していました。彼らとの出会いを含め、発明の捉え方や拒絶理由に対する彼らとの議論も、今回、大きな財産となりました。

次回のアジアセミナーをより良くするためには、今回のアジアセミナーに改善点を見つけ、それをバネにしなければなりません。次の時代の PG メンバーが、更にアジアセミナーをより良いものに進化させていくことを願い、期待いたします。

（2） 継続してアジアセミナーの遂行に携わってきた PG メンバー（意匠商標 G）

今般初めて会員に広くアジアセミナーを知って頂く機会を得たため、分かる限りでこれまで関わってこられた先輩方のご苦勞を含めてご紹介したいと思います。

アジアセミナーの企画・実行の全てが PG メンバーに任されており、遠隔地である日本からセミナーの企画・実行をするには、多大な労力と時間を必要とします。開催の 1 年前に PG リーダーとセミナー会場ホテルの担当等の計 3 名が、超過密スケジュールで現地に出発し、複数のホテルの視察、現地団体への挨拶等を行います。また、セミナー開催後その足で、次回の開催候補地に赴き、事前の視察やコネクション作りも行われます。開催予定国の政情不安を加味して第 2 候補地を念頭に入れ、開催地の決定は慎重に行われます。

セミナー開催の前年度の秋から、事前準備の PG が形成され、開催候補地の各折衝先の特定、セミナープログラムの枠組み設定、現地セミナー会場ホテルとの交渉、予算管理等が始まります。実行年度に改めて 30 名程度の PG が形成され、演目と講演者の選定、プレゼンテーションの作成と英語での練習等を行います。この間併行して、PG リーダーとごく少数の中心メンバーにより、現地官庁、弁理士会やそれに相当する団体への協力要請、現地印刷会社の選定等が行われます。テキストの現地印刷だけでも予断を許しません。税関で商材と疑われて没収のリスクがありながら、150 部ほどのテキストを派遣者で分担して日本から持ち込んだこともあります。準備期間中の大幅な為替変動を注視しながらの予算の管理も必要です。単一の知的財産局が無い、統一的な弁理士会が無い等、折衝の相手方の特定も一苦勞です。現地でのセミナー当

日にも、酷い交通渋滞で来賓の到着が読めない等、直前の対応が求められます。これら過程において JPAA 事務局の一貫したサポート無しには進めることはできません。

意匠商標 G では、受講者の属する 10 以上の国の審判や訴訟の制度、各種判断基準等に大きな違いがあり、日本の常識だけに基づいて講義することが望ましく無いことがあります。意匠法や不正競争防止法が存在しない国もあり、それらを知ることに興味を抱いていただけても、短時間で理解するには難しいこともあります。特に、複数の法制度を利用した重疊的保護という視点で事案を紹介すると、日本が進んでいることを感じて頂けても、受講者を巻き込んで議論するのは難しいことが、受講生との雑談やアンケート結果で分かります。しかし受講者は講義を真剣に聞き、居眠りする人は見当たりません。各国の実務者の数が増加し、実務者の層が厚くなってきているのを感じます。商標の類否判断等を事例問題としてグループワークにすると、活発に議論し、理路整然と考えを発表する受講者が多く、目を見張ります。特にこの 2 回ほどはその傾向が顕著です。海外に留学経験がある英語の得意な受講生も数多く見受けられます。知識のインプットとアウトプットを行うことが受講生の満足に繋がるため、今後も演目の構成に工夫が求められます。

これまでに訪問が実現していない ASEAN 諸国は数カ国となりました。複数回継続して参加される受講者の数も増え、「10 年前は払えなかったけれど今はもう少し高くても払えるからセミナーの期間を延ばしてほしい」というコメントを複数受けるようになりました。ASEAN 諸国の法制度の整備が進んだことで、日本の制度を“教える”のではなく、現在の受講者の要望に応える形に変えていくことが必要と感じます。特に、特許制度が整い PCT 加盟国も増えたため、より特許に関して内容を充実させることが求められているように感じます。とはいえ、まだ各国にばらつきがあり、商標が知的財産実務の大半を占める国もありますから、開催国によってバランスを見ることはもうしばらく必要であると感じます。

JPAA から支給される派遣補助費は、渡航に必要な交通・宿泊費のすべてをカバーできないことがほとん

どであります。JPAA の代表であることを自覚して PG メンバー各人が相当な時間と労力をかけ、心を込めて取り組んできました。その評価が毎回のセミナーでの受講生からの高評価に現れており、本セミナーの目的である JPAA のプレゼンスの向上に貢献していることに疑いはありません。今後も受講生の要望をくみ取りながら、JPAA が貢献できる形を探りつつ、形を変えながら継続できると良いものと考えています。

5. 受講者のコメント

アジアセミナーの、受講者の感想を紹介します。受講者、すなわち現地代理人が寄せる、JPAA の国際活動への期待について、皆様と共有できれば幸いです。

（1） 特許 G の受講者コメント（現地でのインタビューより）

（1-1） カンボジア 女性

Q：今後のアジアセミナーに対して期待することはありますか。

A：JPAA がアジアの国々に知的財産の最新のプラクティスを提供してくれることに、私は非常に感謝しています。このセミナーは、私にとって非常に有益な機会となりました。特許 G の、クレーム作成と OA 対応の両方で、議論を通じて多くの考えに触れることができ、これは私のキャリアを形成する上で大きな助けになると確認しています。2 日という非常に短い期間であることが残念に思います。今後、もう 1 日だけでも長く開催されることを期待します。

（1-2） インドネシア 男性

Q：アジアセミナーの受講の動機を教えてください。

A：2015 年にジャカルタで開催されたアジアセミナーを初めて受講し、そのときに非常に大きな利益になったことが、今回の受講の動機です。我々の目的は、自身のドラフティング技術をブラッシュアップさせて続けていくことにあると思いますが、当時、ドラフティングや OA 対応をいかにして学べばよいのか模索している最中、所員からこのセミナーを教えてもらい受講しました。今回も多くのことを学べて非常に有益でした。

（1-3） インド 男性

Q：今後のアジアセミナーに対して期待することはあ

りますか。

A：通常のセミナーと異なり、自身のアイデアをアウトプットできたこのセミナーは、自身にとって貴重なエクササイズの良い機会となりました。一般的な内容と、自身の分野に特化した内容とがバランスよく組み込まれていて、自身の所員にもぜひ進めたいと思います。私の専門である化学により踏み込めば、単純な工業的な化学と、医薬製薬関連の化学とで、各国で特有の事情があるかと思います。インドでも、もちろんそうです。今後、より分野を細分化するような説明や内容を盛り込んだセッションが更に提供されることを期待します。次回も必ず受講するでしょう。

（1-4） フィリピン 女性

Q：JPAA のアジアにおける国際活動の期待を教えてください。

A：JPAA のアジアへの大きな助けに感動しています。私は以前、フィリピン特許庁に勤務しており、4 か月前に特許事務所に移ったばかりでした。フィリピンでは、知的財産法が厳格に運用されていないこともあり、今日のようなクレーム作成や OA 対応の実務を学ぶ際には、それは興味の延長としてしかならず、個人的に勉強するしかありませんでした。まだ、特許事務所での経験も浅いので、だからこそ、クレーム作成や OA 対応の実務の手法について多くのことを学ぶことができ、今回のセミナーは私にとって大きな利益でした。日本のような優れた国で構築されたクレーム作成や OA 対応の手法が、アジアにおいてスタンダードになってほしいと強く望んでいます。このようなセミナーを今後も継続的に開催してほしいし、今後もぜひ受講したいと思います。

（2） 意匠商標 G の受講者コメント（アンケート結果より）

- ・人脈作りはもとより経験と知識を共有するすばらしい機会である。
- ・知財を学ぶ人が集い、知識を交換し、ともに経験する場であり、役にたつ。
- ・この企画は受講者が意見交換や質問をすることができるので非常に有益なことが分かった。
- ・このプロジェクトは最新で正確な知財情報を提供してくれるので有用だと思う。講演者もまたトピックを詳しく説明してくれる。

- ・私の国でこのようなコンセプト，実用的なセミナーはなく，とても有益。
- ・JPAA の活動について更に理解が深まった。
- ・これからも継続して欲しい。2年後にまた会いましょう。

6. 終わりに

アジアセミナーは，現地のセミナー自体は2日間ですが，その準備に足掛け2年を要し労力の伴う事業です。しかしながら会員にはあまり知られておらず，従前から会員の方々にその活動をお伝えしたかったとこ

ろ，今回その活動内容をパテント誌に掲載することができました。

ASEAN 地域の人口は6億を超え，EU（5億）よりも多く，経済発展も目覚ましく，知的財産に関する活動も活発化しています。アジアセミナーの活動により，ASEAN 諸国の知財団体や政府機構との関係が深まり，これがJPAA の大きな財産になると思われるので，今後ともこの活動が継続され，多くの会員の方が参加されることを希望します。

（原稿受領 2019.5.31）

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 服部 博信
同 中村 恵子

- | | |
|---------------|--|
| 応募資格 | 知的財産の実務，研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限りません。 |
| 掲載 | 原則，先着順とさせていただきます。また，編集の都合上，原則「1 テーマにつき 1 原稿」とし，分割掲載や連続掲載はお断りしていますので，ご了承ください。 |
| テーマ
字数 | 知的財産に関するもの
5,000 字以上～20,000 字以内（引用部分，図表を含む）パソコン入力のこと
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。 |
| 応募予告 | メール又は FAX にて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと |
| 論文送付先 | 日本弁理士会 広報室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 |
| 投稿要領・
掲載基準 | https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/ |
| 選考方法 | 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果，不掲載とさせていただくこともありますので，予めご承知ください。 |